

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.41-1

記入日 平成25年 5月24日

点検日 平成25年 5月28日

事務事業(予算)名	都市計画事務に要する経費		作成課・係	都市計画課都市政策室				
政策名	3.1 魅力あるまちづくりを進めます		施策	3.1.4 鎌ヶ谷市の魅力あふれ		基本事業	3.1.4.2 魅力あふれるまち並みづくりのための計画づくり	
関連計画・根拠法令等	①都市計画法		②	③		④		
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体
関連類似事業名			予算(款)	0	予算(項)	4	予算(目)	1
			0	4	1	08-04-01-02-01		

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	鎌ヶ谷市の都市計画図の作成及び印刷並びに販売	①行政面積	業務取得	
		②		
		③		
(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典	
都市計画図は都市計画法14条の規定により国土交通省令で定めるところにより作成している。	①印刷枚数	業務取得		
	②航空写真図	業務取得		
	③			
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	成果指標 (基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
都市計画図の利用方法として、都市計画法で定められる基礎調査や都市計画の決定手続きを行う際の図書として活用するとともに、都市計画制限や都市計画事業その他都市計画に関し、必要な事項が記載されていることから、行政上の手続きとして広く民間事業者によって開発時等の申請図書として使用されている。	①都市計画図販売枚数	業務取得		
	②景観計画・景観条例の策定	業務取得		
	③景観条例の適用数	業務取得		
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
都市計画図に記載されている都市計画制限等が市民や事業者へ周知されることにより、都市の健全な発展と秩序ある建築物等の整備を図る根拠資料としてまちづくりの誘導へ大きく寄与される。	①市の景観への満足度(市民意識調査)	業務取得		
	②			
	③			

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額	
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額		
コスト・指標	(1)総事業費	自動計算	千円	998	987	994	999	1,050	0
	①国庫支出金		千円						
	②県支出金		千円						
	③市債・その他財源		千円						
	④一般財源		千円	998	987	994	999	1050	
	(2)総所要時間(0.5単位)	自動計算	時間/年	104	104	344	460	500	0
	①正職員(時間内)		時間/年	104	104	340	460	500	
	②正職員(時間外)		時間/年			4			
	③非常勤職員		時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	ha	2,111	2,111	2,111	2,111	2,111
②								
③								
(2)活動指標	①	枚	2,000	2,000	1,000	1,000	1,000	
	②	枚				2	0	
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	枚	767	806	913	969	1,036	
	②	認定					0	2
	③	届出					0	
(4)施策成果指標	①	%	23.8					28.0
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。			平成23年度に作成した航空写真図は、前回平成9年度に作成したものを市の発展と共に新たな情報として更新したものです。					

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	行政団体は、都市計画法に基づき、都市計画区域の指定後、都市計画に関する情報の提供と知識の普及に努めなければならない。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	GIS等の普及により、電子データでの開示が求められている。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	都市計画の変更について大きな変更は想定されていないが、生産緑地の変更など地図情報の修正は毎年必要と考えられる。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	効果が少ない行政サービスは廃止して、負担を減らしてほしい。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 都市計画事項は、都市計画法の規定により、都市の住民や事業者に対し、都市計画に関する情報の提供及び知識の普及に努めなければならない。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 都市計画法の規定は、鎌ヶ谷市総合基本計画の「躍動感と魅力あふれる交流拠点都市」をめざす基礎的な役割を担うものであり、都市計画図の作成にあたっては、将来に渡りまちづくりに大きく寄与される資料となる。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 市内全域で都市計画区域である鎌ヶ谷市は、都市計画に関する情報提供を市内外に関係なく全ての人が情報を共有できるようになっている。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 市内全域で都市計画区域である鎌ヶ谷市は、都市計画に関する資料を作成する義務があり、また成果指標については、都市計画に関する情報提供を基に、都市計画法の規定等によって、将来に渡りより良いまち並みが達成されていくものである。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかりすぎではないか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 都市計画図の作成については、地図の残数を確認し印刷枚数を決定している。地図内容の変更が想定される場合を考慮し、想定される必要枚数と軽微な修正を行い事業費等の縮減を行っている。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 都市計画図の販売実績が減少しても、行政団体は都市計画図をもって都市計画に関する情報の提供を行う事が必要不可欠である。 都市計画図の作成に対しては、今後も必要枚数を確認し印刷を行う。また市のホームページで公表している図の周知を行いコストの縮減を図る。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	都市計画の変更状況の確認と、印刷図の残数を把握しながらコスト縮減に努めていく。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	事業者等の都市計画用途の照会に際し、市のホームページを介して閲覧いただくことで、印刷枚数の減少につなげている。
	(3)平成25年度に取り組み改革・改善内容	引き続き、都市計画の変更状況の確認と、印刷図の残数を把握しながらコスト縮減に努めていく。

※評価検討(1)~(5) 1:低い、2:普通、3:高い、4:あてはまらない

※総合評価検討(6) 1:終了、2:廃止、3:休止、4:縮小、5:改善、6:精査・検証、7:拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.41-6

記入日 平成25年5月24日

点検日 平成25年5月28日

事務事業(予算)名	景観形成基本計画策定事業			作成課・係	国課都市政策室								
政策名	3.1 魅力			施策	3.1.4 鎌ヶ谷市の魅	基本事業	3.1.4.2 魅力あふれるまち並みづくりのための計画づくり						
関連計画・根拠法令等	①景観法		②都市計画法		③市都市計画マスタープラン		④市緑の基本計画、市環境基本計画						
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	有	行革推進対象	無	事業実施主体	3.市	事業開始年度	平成23年度	事業終了予定年度	平成26年度
関連類似事業名	鎌ヶ谷市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 新鎌ヶ谷地区タウンガイド			予算(款)	8	予算(項)	4	予算(目)	1	予算コード	08-04-01-35-01		

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	魅力あふれるまち並みづくりのための計画策定。 良好な景観形成の実現に向けて、市民・事業者・行政の役割を明確にする。		①行政面積	業務取得
			②計画区域	業務取得
		③		
(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典	
景観行政団体へ移行し、景観法の規定に基づき、以下の内容等について検討する。 また、計画の策定に伴っては関係各課による庁内検討会議の他、学識経験者、関係団体、市民等で組織される策定委員会を立ち上げ議論する。 1 景観計画の区域 2 良好な景観の形成のための方針、行為の制限に関する事項		①景観行政団体へ移行	業務取得	
		②策定委員会の回数	業務取得	
	③庁内検討会議の回数	業務取得		
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	基本事業成果指標等	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
景観形成に向けてまちづくり主体ごとの役割を以下のとおり進めて行く。 市民:生垣や樹木等の緑化に努め、自宅建物工作物等の意匠形態に配慮にする。 事業者:事業地内の緑化に努め、建築工作物等について景観に配慮した意匠形態とする。 市:景観行政団体へ移行し、景観計画の策定と条例化を検討し、また、関連する施策を検討する。また、公共空間は景観に配慮した意匠形態とする。		①景観計画・景観条例の策定	業務取得	
		②景観づくり地域活動団体認定数	業務取得	
	③景観条例の適用数	業務取得		
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
将来に渡って市民の皆さんが住み続けて行きたいと思える良好な景観形成の誘導を行うことで、市の景観への満足度が高まって行く。		①市の景観への満足度(市民意識調査)		
		②		
	③			

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
コスト・指標	(1)総事業費 自動計算	千円			4,725	82	4,926	0
	①国庫支出金	千円						
	②県支出金	千円						
	③市債・その他財源	千円						
	④一般財源	千円			4,725	82	4,926	
	(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算	時間/年			1,832	2,211	2,220	0
	①正職員(時間内)	時間/年			1,800	2,160	2,160	
	②正職員(時間外)	時間/年			32	51	60	
	③非常勤職員	時間/年						

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	ha				2,111	2,111
②		ha				2,111	2,111	
③								
(2)活動指標	①	移行						1
	②	回						2
	③	回				3		3
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	策定						0
	②	認定						0
	③	箇所						0
(4)施策成果指標	①	%	23.8	—	—	—	—	28.0
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	住み心地の良い生活環境の向上が求められているとともに、平成16年に景観法が制定された。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	平成16年の景観法制定後、全国的に景観計画を定める市町村が増加傾向にあり、現在全国で360団体(昨年326団体)が景観計画を定め、県内では東葛地区を中心に9市が景観計画を定め景観行政を行っている。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	市民の景観に対する関心度が高い傾向にあり、景観特性を活かした魅力あるまちづくりが求められる。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	市民意識調査結果から市の景観に対する満足度が下がり始めている。また、市民アンケート結果から一定の景観に対するルールづくりが求められている。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 景観法により、景観計画は景観行政団体(市)が策定し、景観行政を担うとされている。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 景観形成基本計画は、鎌ヶ谷市総合基本計画の政策「魅力あふれるまちづくりを進めます【重点政策】」をめぐり基本的な計画として役割を担うものであり、将来にわたりまちづくりに大きく寄与される。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 計画区域は市内全域を対象とし、地域の実情に応じた景観特性を活かした計画づくりを行っている。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 景観計画は、将来にわたって緩やかにまちなみ等の誘導を行う計画であり一朝一夕でかたちづくられるものでない。計画区域も市全域を対象とすることが可能なことが他の計画とは異なる点である。このため、成果指標についても長い年月を経て成果が表れてくる。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎではないか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 計画づくりは他の計画と整合を図り、地域の実情に沿った景観特性を活かし、結果、良好な景観形成へ誘導していくため、必要最低限の委託費を計上し、計画の策定を行っている。また、計画の策定後は、市民、事業者、行政の役割に応じた、建築物・工作物等の形態意匠の誘導を緩やかに進めるよう配慮した計画づくりを進めている。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 景観行政団体へ移行し、市民アンケート、関連計画等地域の実情に沿った景観計画(たたき台)を作成し、庁内関係課との調整後、学識経験者、関係団体、市民の代表等による策定委員会での議論を行い、一定の方向性が定まったことからパブリックコメントを実施する。今後は、市民の意見を反映した計画づくりと、計画の実行性について条例化の検討を行っていく。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	景観計画は市全域を対象としたまち並みづくりの基本的な計画となるため、計画の検討にあたっては、広く市民へ周知する必要がある。このことから、広報や市ホームページ等を通じ情報発信を行う。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	景観行政団体へ移行し景観計画を策定することについて、また、計画案を策定する会議の委員を市民公募するなどについて、広報や議会で広く周知を図った。取り組みの状況については、市ホームページ「鎌ヶ谷市の景観計画」のページを作成し情報発信を開始した。
	(3)平成25年度に取り組み改革・改善内容	昨年度に引き続き、景観計画の策定にあたっては、市民の意見が反映できる体制と、広報や市ホームページ等を通じ情報発信を行う。

※評価検討(1)～(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する